

「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金 (屋外体験施設)」について

1 趣旨

例年この季節に県外から大勢の観光客が訪れ、本年4月20日以降も県外からの来訪者が多く見受けられる釣り、潮干狩り、ダイビング、登山、キャンプ、自然体験、ゴルフを目的とした観光客を受け入れている事業者が、三重県緊急事態措置の実施期間において、予約を延期等いただく場合に協力金を交付します。

これにより、県境を越える人の移動を抑制し、県内における新型コロナウイルス感染症拡大の防止や地域の不安の払しょくに努めます。

2 対象事業者

遊漁船業、釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、山小屋、キャンプ場、ゴルフ場、民泊を営む事業者、自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者

3 対象要件

- ・ 4月20日(月)から5月31日(日)までの間、対象事業者が観光客の予約を延期あるいは、予約を受け入れないために自主休業を行っていただくこと
- ・ 4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

4 支給額

予約延期・キャンセルした件数：1件あたり6千円

(ただし、予約を受け入れないために自主休業を行っている場合は、自主休業した日数に6千円を乗じた額で算定できる。)

1事業者あたり12万円を上限とする。

5 協力金相談窓口の開設

開設期間：令和2年5月7日(木)14時から6月30日(火)17時まで

受付時間：9時から17時

(土曜日、日曜日、祝日を除く。5月7日は14時から17時まで。)

(1) 遊漁船業を営む事業者

電話番号：059-224-2778

(2) 山小屋を営む事業者、自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者

電話番号：059-224-2782

(3) 釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、キャンプ場、ゴルフ場、民泊を営む事業者

電話番号：059-224-2712

6 その他

- ・ 協力をいただいた事業者については三重県HPで掲載します。
- ・ 申請手続き等詳細については、後日公表します。
- ・ 「宿泊予約延期協力金」及び「感染症拡大阻止協力金」との重複受領は不可とします。